

安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と処遇改善を求める意見書

国の医療及び介護の現場は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達したことによる需要の急増と少子化に伴う深刻な人材不足に直面している。医療現場では慢性的な人手不足に加え、診療科や地域による医師の偏在も起きている。また、介護現場では2040年には約57万人の介護職員が不足するとも推測されている。重ねて医療・介護現場における夜勤交代制労働については身体的、精神的リスクへの影響も懸念される。

このような状況下において、国では医師の働き方改革、看護師の人材確保、さらには、介護職員の処遇改善への支援など、様々な施策を講じているが、人手不足を補うだけの労働力の確保や処遇改善などには、いまだ不十分な状況にある。

国においては、これらの取組を更に強力に推進するとともに、今後の医療及び介護サービスの提供体制を再構築するため、さらなる労働環境の整備や処遇改善を図ることを求める。

以上の趣旨から、国においては、下記の事項を実施するよう求める。

記

- 1、安全安心な医療及び介護を実現するため、医療従事者及び介護職員の人材不足解消へのさらなる支援を講じること。
- 2、医療従事者及び介護職員の更なる労働環境や処遇改善への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月11日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 伏守 勝義

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣